

貨物概要

ラッセルレース編み機で編んだ幅 30 cm以下の長尺のナイロン製ラッセルレースで、下着の縁取りに用いるもの。

分類

関税率表第 6003.30 号 - 1 (統計番号 6003.30-010) の幅が 30 cm以下の合成繊維製のメリヤス編物で、模様編みの組織を有するもの

分類理由

ラッセルレースは、たてメリヤス編立機械の一種で編まれたメリヤス生地で、鎖編目を綴り同時に飾り糸を表面に絡ませて模様を現したものですので、上記のとおり分類されます。

♣ ♣ ♣

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)